

# 利 用 者 の た め に

## I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畠別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかつた。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業

機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まつた。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなつた。

また、林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されている。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

## II 2000年世界農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

### 2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

### 3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体 調査	農家調査	農家の全数	農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員	平成12年2月1日 (沖縄県は平成11年12月1日)	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省—都道府県—市区町村—指導員	同上	同上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省—地方農政局—統計情報事務所—同出張所	同上	同上
農業集落調査		農業集落の全数	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体 調査	林家調査	林家の全数	農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員	同上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省—都道府県—市区町村—指導員	同上	同上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省—地方農政局—統計情報事務所—同出張所	同上	同上
林業地域調査		林業地域の全数	同上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

#### 4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

### III 用語の説明と利用上の注意

#### 2000年世界農林業センサスの変更点

2000年世界農林業センサスの実施に当たっては、調査客体の負担軽減、林業情勢の変化等を踏まえ、次に示すような変更を行った。このため、一部の調査項目において、1990年世界農林業センサスまでの結果と直接比較ができないものがあるので、データの利用に当たっては十分留意されたい。

##### 1 林業事業体の定義及び実査対象の変更

社会経済構造の変化を踏まえ、林業事業体の定義を今日の実態にふさわしい水準に変更するとともに、調査員及び調査客体等への負担軽減を図る観点から、林業事業体調査票による実査対象の下限を引き上げた。

##### 〈林業事業体の定義及び実査対象の下限の変更〉

	1990年	2000年
・定 義	保有山林面積10a以上	→ 1ha以上
・実査対象	林家のうち農家林家： 林家以外の林業事業体：	10a以上 → 3ha以上
	非農家林家：	1ha以上 → 3ha以上
		1ha以上 → 10ha以上

##### 2 林業サービス事業体等調査の新設

林業従事者の高齢化、不在村山林保有者の増加に伴い、林業生産活動の外部化・サービス化が進んでいることから、これらを含めた林業生産構造全体を把握することを目的として林業サービス事業体等調査を新設した。

林業サービス事業体等調査では、素材生産及び林業に関するサービスを行う事業体のうち、委託を受けて育林若しくは素材生産を行う事業所又は立木を購入して素材生産を行う事業所を対象とした。従って、山林種苗の生産を請け負う事業所、林業作業の仲介（斡旋）を行う事業所などは、調査の対象としていない。

なお、立木を購入して素材生産を行う事業所を対象としたのは、当該事業所が行う主伐作業量のウエイトが高いことから、作業の外部化の全体像を捉えようとしたときに、これらの事業

体の主伐作業量を無視できないからである。

### 3 林業地域の国土・環境保全等に関する役割を明らかにするための項目を追加

林業地域調査において、林業地域の国土・環境保全に関する役割及び山村振興、新たな森林整備の実態を明らかにするため、森林の公益的利用状況、上・下流の協力による森林整備の状況等を把握する項目を追加した。

## 【林業事業体調査】

### 1 林家

林家とは、平成12年2月1日（沖縄県にあっては、平成11年12月1日）現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

なお、今回の調査から、定義の変更を行っており、1990年世界農林業センサスまでは、保有山林面積が10a以上の世帯としていた。

(1) 農家林家とは、林家のうち、農家である世帯（調査期日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯）をいう。

(2) 非農家林家とは、林家のうち、農家以外の世帯をいう。

### 2 保有山林と所有山林

(1) 保有山林とは、世帯が単独で経営できる山林のことをいう。すなわち、所有山林から貸付林を除いたものに、借入林を加えたものをいう。

ア 貸付林とは、所有山林のうち山林として使用するために貸している土地のことをいう。

なお、自分の土地を他人に分収させてい  
る山林を含めた。

イ 借入林とは、山林として使用する目的で  
世帯が単独で借りている土地のことをいう。

なお、他人の土地に分収している山林、「ムラ」の山林や共有林などからの割地で割り替えされる山林も含めた。

(ア) 分収とは、土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するものをいう。

(イ) 割地とは、「ムラ」有林や共有林などのうちで権利者が勝手に利用できる区域がはっきり決められている山林をいう。

「割り替えされる」とは、何年目かに利用できる区域が変更されることをいい、「割り替えされない」とは、利用できる区域が半永久的に変更されないことをいう。

(2) 所有山林とは、世帯員の誰かが、実際に所  
有している山林をいう。世帯員の誰かの名義  
になっている山林のほか、相続登記が済んで  
いないが、実際には相続している山林、買っ  
たり、財産として分けてもらったが、登記が  
済んでいないため、他人の名義になっている  
山林、「ムラ」の山林や共有林などからの割  
地で割り替えされない山林を含めた。

### 3 林産物販売林家数

(1) **林産物の販売**とは、保有山林から生産された林産物（用材、ほど木用原木、特用林産物をいい、栽培きのこ類、林業用苗木などは除く。）について過去1年間の販売（自家消費に向けたものを含む。）をいう。

ア 保有山林から生産された林産物であれば、以前に採取したものを、この1年間に売っても販売とした。

イ 他人から買った立木により素材を生産し販売した場合や、他人から買った立木を転売したもの、他人の山から原木を買って生産した木炭、まき、木材チップなどの販売、その年に生産したが、時期をみて売るつもりで、まだ持っている林産物は販売に含まない。

(2) **用材**とは、樹種を問わず製材用丸太、パルプ用材、合板用材、土木用材、農用材等に使われる材をいう。立木のままで販売したものと、素材で販売したものに区別した。

(3) **ほど木用原木**とは、保有山林からの素材を、しいたけ、なめこなどのほど木用の原木として販売したものをいう。

(4) **特用林産物**とは、保有山林から採取した薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、たけのこ、きのこ（天然性）などをいう。

### 4 主業別林家数

(1) **主業**とは、世帯の生計の主なりどころになっている仕事のことをいい、二つ以上の異なる仕事がある場合は、所得の最も多いものを主業とした。

(2) **きまったく勤め先に勤務**とは、一定の勤め先

に恒常に勤務したことをいう。ただし、雇用契約上、あらかじめ短期の雇用期間が明示されていたり、継続して雇うという契約がない場合はここに含めず、日雇・臨時雇とした。

また、市区町村の議員、農協等経常的収入のある場合は含めたが、経常的収入のない名誉職、非常勤役員などは除いた。

(3) **出稼ぎ**とは、自宅以外の場所に寝泊りし、臨時に雇われて働いたものをいう。この場合、期間は原則的には30日以上1年未満とした。

ア 通算して1年以上にわたってよそに寝泊りし、臨時的な仕事に従事する人でも農繁期とか、その他一定の時期に家に帰り、農作業に従事したり家事を処理した場合は、ここに含めた。

イ 遠洋漁業に1航海の契約で臨時に雇われた人は出稼ぎとするが、その漁業会社に恒常に雇われている人は、「きまったく勤め先に勤務」とした。

ウ 行商などの自営業のためによそに寝泊りして働いた人は含めない。

(4) **日雇・臨時雇**とは、継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われたものをいう。

ア 一定の事業所に長期間勤務していても、短期間の雇用契約で雇われた場合もここに含めた。

イ 時間単位で雇用されるパートタイマー等もここに含めた。

ウ 小遣い稼ぎ程度の学生アルバイトや、例えば集落の道ぶしんを共同するために出役した場合などは除いた。

(5) **自営業の林業**とは、自分が経営している山

林か、他人の山から立木を買ったかを問わず、その世帯が収入を得る目的で計画的に営む育林、伐出、製薪炭、特用林産物の採取等を行ったものをいう。狩猟も便宜上ここに含めた。ただし、自給を主目的とするまき、しばの採取、副業程度の山菜の採取、趣味として行う狩猟は除いた。

## 5 林業従事世帯員数

過去1年間に自分の家の林業やよそに雇われて林業の作業に従事した世帯員の数をいう。

## 6 保有山林の作業別林家数

- (1) **植林**とは、山林するために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいう。植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含めた。
- (2) **下刈り**などとは、林木の健全な育成のために行う下刈りと除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林から間伐までの間の作業をいう。
- (3) **間伐**とは、除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため、劣勢木、不要木など森林の一部を伐採（抜き切り）することをいう。
- (4) **主伐**とは、一定の林齡に生育した立木を、用材等で販売するために行う伐採をいい、立木のまま販売したものは含まない。

## 7 林家以外の林業事業体

**林家以外の林業事業体**とは、平成12年2月1日（沖縄県にあっては、平成11年12月1日）現在の保有山林面積が1ha以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行

共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。

今回、定義の変更を行っており、1990年世界農林業センサスまでは、保有山林面積が10a以上の事業体としていた。

例えば、会社に本社と支社と工場がある場合、これらはそれぞれ1つの事業所であるが、林家以外の林業事業体とは、この会社の支店や工場を合わせたものをいう。従って、この会社が山林を保有し、支店が管理している場合は、本店のみを林家以外の林業事業体とした。

- (1) **会社**とは、会社が単独で山林をもっている場合で、株式会社、合資会社、合名会社、有限公司及び相互会社をいう。
- (2) **社寺**とは、社寺として山林を持っているものをいう。住職、神官など個人所有のものは除いた。
- (3) **共同（共有）**とは、2人以上の個人、会社、その他の者が山林を共同保有（山林の収穫物を配分する目的でもっているもの）しているものをいう。
- (4) **各種団体・組合**とは、森林組合、農協、林産組合、造林組合、生産組合などの組合のか、講、青年団、消防団、婦人会、営林会、財団法人などのように、一定の目的で集まった集団が山林を持っているものをいう。なお、私立学校が山林を持っている場合についてはここに含めた。

共同との違いは、共同は、山林の収穫物を分配する目的で山林を持っているもので、団体は、その団体が山林を持っているものをいう。

- (5) **財産区**とは、市区町村の一部又は2～3か

町村の一部が財産として山林を持っているものをいう。

(6) ムラ・旧市区町村とは、組、小字、字、大字、区、旧市区町村などが山林を持っているものをいい、すべて慣行共有の形態となる。

(7) 慣行共有とは、林家以外の林業事業体のうち、会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、ムラ・旧市区町村について次の3条件のいずれか一つに該当するものをいう。

ア 山林からの収入や林産物を、「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。

イ その山林は、昔からのしきたりで持っている、または利用しているあるいは利用させている。

ウ 山林の権利者になる資格に、特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。

(8) 地方公共団体の組合とは、地方自治法による地方公共団体の組合をいう。普通「町村組合」ともいわれ、市区町村の事務、例えば村有林についての事務を2つ以上の市区町村が組合を作り運営しているものをいう。

## 【林業地域調査】

### 1 林業地域

調査の単位とした林業地域とは、平成12年7月1日現在の市区町村をいう。

### 2 土地・世帯・人口

(1) 総土地面積は原則として国土地理院『平成11年全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。ただし、境界未定の市区町村の総土地面積については、当該市区町

村と協議し決定した。旧市区町村別の総土地面積は、この市区町村別総土地面積を基準として、地域の認定に基づく旧市区町村の区域に配分した。

(2) 総世帯数、総人口は、『平成12年国勢調査』の概数によった。

(3) 耕地面積は、『平成11年市町村別耕地面積統計』によった。

### 3 林野面積

林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積をいう。

（参考）林野、森林及び山林等の概念図

林 野		
森 林		森林以外 の草生地
立 木 地	無 立 木 地	
	伐採跡地	
山 林	未立木地	

(1) 国有には、林野庁所管及び林野庁以外の官庁が所管する国有林野を計上した。

ア 林野庁には、林野庁所管の国有林野（分収林と分収林以外）及び官行造林地を計上了。

(ア) 分収林とは、国有林野法（昭和26年法律第246号）に基づく分収造林（従来「部分林」と称していたもので、国有林野について契約により、國以外の者が造林し、その収益を國及び造林者で分取する森林）と分収育林（国有林野の生育途上の若齢人工林について國以外の者が育林費の一部を負担し、その収益を國及び當該負担者が分取する森林）をいう。

(イ) 官行造林地とは、公有林野等官行造林

法（大正9年法律第7号）に基づき、国が公有地又は私有地に造林をした分収林であり、林野庁が管理を行っているものをいう。

- イ 林野庁以外の官庁には、林野庁以外の農林水産省部局（森林総合研究所（平成13年4月1日より独立行政法人）等）の所管している森林や、大蔵省、文部省（調査日現在）等の省庁及び特殊法人（日本道路公団等。ただし、緑資源公団を除く。）の所管する森林を計上した。

- (2) 民有には、国有以外の林野を計上した。緑資源公団、公有、私有に分類される。

ア 緑資源公団には、緑資源公団法（昭和31年法律第85号（平成11年10月1日に名称等改正））により設立された緑資源公団（林道の開設・改良、水源林の造成及びこれと一体として行う農用地の整備等を実施している。）が所管している森林を計上した。

イ 公有には、都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管している森林を計上した。

(ア) 都道府県には、都道府県が所管している森林を計上した。林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含めた。

(イ) 森林整備法人（林業・造林公社）には、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により設立された法人等が所管する森林を計上した。森林整備法人には、林業（造林）公社も含めた。

(ウ) 市区町村には、市区町村が所管している森林を計上した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合）の所管する森林を含める。また、市区町村が造林主体になっている分収林も含めた。

(エ) 財産区には、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について、地方自治法第294条に規定する特別地方公共団体としての財産区を作り、地元民が使用収益している森林を計上した。

なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とする。

・ウ 私有には、個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等の所有する森林を計上した。

#### 4 現況森林面積

(1) 森林とは、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいい、保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものは森林に含めたが、国有林野の土地のうち岩石地、崩壊地、湿地、沢敷、林道等は森林に含めていない。

(2) 現況森林面積とは、平成12年8月1日現在の森林を把握するため、民有林の地域森林計画及び林野庁所管の国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積を基準とし、計画樹立以後の森林面積の移動面積を増加、減少別に加減し、さらに、森林計画に含まれていない森林面積を加えた面積をいう。

## 5 森林以外の草生地

**森林以外の草生地**とは、森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。林野庁所管分には、貸地の採草放牧地、雑地の草生地を含めた。

林野庁以外の官庁は、森林以外の土地のうち、現況が草生地（野草地）の面積をいう。財務省所管の国有地のうち未開発地や自衛隊演習地も含める。なお、宮内庁所管の森林については含めていない。

民有林は、森林以外の土地のうち、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地で野草地化した土地を含む。）である面積をいう。河川敷、けい畔、ていとう（提塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

## 6 林野面積から除いた国有林野の土地

**林野面積から除いた国有林野の土地**とは、林野庁所管の国有林野のうち国有林の地域別の森林計画の対象となっている土地で森林以外の土地（附帯地、貸地、雑地）から森林以外の草生地に計上した採草放牧地及び草生地を除いたものをいう。なお、附帯地とは、苗畑敷、採穂園敷、採種園敷、建物敷、貯木場敷、防火線敷、区画線敷、林道敷、作業道敷、歩道敷、レクリエーションの森施設敷及びふれあいの郷施設敷、貸地とは、植樹用地、農耕用地、鉱業用地、道路用地、水路用地、電気事業用地、温鉱泉用地、学校用地、採草放牧地、建物用地及びその他貸地、雑地とは、官地民木地、廃棄見込地、所管換見込地、所属換見込地、耕地ひ蔭地、岩石地、崩壊地、

荒廃地、草生地、高山帯、鉱泉ゆう出地、池沼、水路敷、沢敷及びその他雑地をいう。

## 7 採草放牧に利用されている面積

(1) **採草放牧に利用されている面積**とは森林、森林以外の草生地（野草地）、河川敷等の土地で採草放牧に利用されている面積をいう。

(2) **河川敷等で採草放牧に利用されている面積**とは、林野面積に計上された土地以外の土地のうち、例えば過去に耕地又は牧草地であったが、現在耕作放棄地とした土地で採草放牧に供されている土地、河川敷、耕地に含まれないけい畔、ていとう（提塘）等で、採草放牧に利用されている面積をいう。

## 8 分収林（分収造林・分収育林）面積

(1) **分収造林**とは、土地所有者が土地を提供し、土地所有者以外の者が造林、あるいは造林費用の負担をしてそこから得られる林産物の収益を互いに協定した分収歩合で配分する契約をしている森林をいう。地方によっては、「植分け山」「部分け山」などともいう。なお、国有林野については従来部分林と称していたものである。

(2) **分収育林**とは、生育途上の若齢人工林を対象にその森林の育林費負担者を募り、伐採時にその収益を分配する契約の森林をいう。

## 9 在村者・不在村者

**在村者**とは、森林保有者が森林の所在する市区町村の区域に居住しているか、又は事業所を置いている場合をいい、不在村者とは在村者以外の者をいう。

## 10 林種別森林面積

- (1) **森林計画面積**とは、森林法に基づく森林計画制度対象の森林面積をいい、民有林の地域森林計画及び林野庁所管の国有林の地域別の森林計画時の森林面積をいう。
- (2) **樹林地**とは、森林のうち林木が集団的に生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が30%以上占めているところをいう。竹林、伐採跡地、未立木地は含めない。  
ア **人工林**とは、植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林をいう。  
イ **天然林**とは、人工林以外の森林（天然下種更新、ぼう芽更新等の天然更新により成立した森林）をいう。なお、天然林を手入れしても人工林とはしない。
- (3) **森林とする竹林**は、竹材の生産を主目的とするもので、肥培管理をして、たけのこ生産を主目的とする竹林は耕地であるから除く。
- (4) **伐採跡地**とは、人工林、天然林の樹木を伐採して、まだ木を植えていない土地をいう。
- (5) **未立木地**とは、森林計画に含まれる土地のうち、樹冠の投影面積割合が30%未満の土地で伐採跡地以外の土地をいう。

## 11 人工林・天然林の齢級別樹林地面積

森林計画における齢級別の樹林地面積を国有、民有及び人工林、天然林別に計上した。なお、国有のうち「その他官庁」が所管する森林面積は除いた。

## 12 森林計画対象の森林区分別森林面積

- (1) **育成单層林**とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為によ

り单一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成单層林施業）が行われた森林の面積をいう。

- (2) **育成複層林**とは、森林を構成する林木の択伐等により部分的に伐採し、人為により複数樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に单層林となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（複層林施業）が行われた森林の面積をいう。
- (3) **天然生林**とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われた森林の面積をいい、この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全のための禁伐を含む。

## 13 森林計画対象の森林蓄積

**森林計画対象の森林蓄積**とは、森林計画対象の森林における立木の材積をいう。

## 14 森林の転用用途別面積

**森林の転用用途別面積**とは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき、都道府県知事が開発行為の許可をした森林面積及び許可制の適用のない開発行為（国又は地方公共団体が行う場合）については都道府県知事に連絡調整された森林の面積をいう。

- (1) **工事・事業場用地**とは、主として、工事用地又は事業場用地として森林を転用したものとされる。
- (2) **住宅用地・別荘地**とは、住宅用地又は別荘地として森林を転用したものとされる。
- (3) **ゴルフ場・レジャー施設等**とは、ゴルフ場・レジャー施設（スケート場、スキー場、遊園地等）にする目的で森林を転用したもの

をいう。

- (4) 農用地とは、耕地、採草、放牧等の目的で森林を転用したものという。
- (5) 公共用地とは、学校、博物館用地、公園、運動場、道路の新設・拡幅、ダムの設置等のため森林を転用したものという。
- (6) その他とは、上記以外のものは全て含む。例えば、土石の採掘、鉄道、軌道、索道の新設又は改築等のために森林を転用したものという。

## 15 森林被害面積

森林被害面積とは、過去に森林被害を被った森林のうち、平成12年8月1日現在で植林等の復旧作業が行われていない森林面積をいう。

ただし、被害後自然回復し、樹冠投影面積が30%以上になった森林は含めない。

なお、複数の被害を被った場合は、主たる被害に計上した。

- (1) 火災被害とは、火災による被害を被った森林をいう。
- (2) 気象被害とは、風害、干害、寒害等の気象による被害を被った森林をいう。
- (3) 虫害とは、昆虫やダニなどによって苗木や樹木が加害され、枯れるか、またはその生育が阻害されることをいう。
- (4) 獣類害とは、獣類によって樹皮、枝葉、新芽などを加害され、林木の生育を阻害された森林をいう。
- (5) 立枯れとは、都市近郊や山岳地帯で、原因不明により樹木が団地状に枯死している状態の森林をいう。林業地域調査では、火災被害、

気象被害、虫害及び獣類害以外の被害を含める。

## 16 主な雇われ先別林業専業労働者数

過去1年間に150日以上林業の作業に雇われて従事した者を主な雇われ先別に計上した。また、数か所に雇われた場合、従事日数の最も多い雇われ先に計上した。

## 17 上・下流の協力及び国民参加による森林整備の状況

(1) 上・下流の協力による森林整備とは、主に下流域の地方自治体が、水源林の整備等を目的として上流域の森林が所在する地方自治体等に対して森林整備費用の助成を行ったり、分収林契約を行うことなどにより森林を整備することをいい、平成12年8月1日現在で継続されているものの対象全面積を計上した。

ア 森林整備費用助成による面積とは、下流域の自治体からの助成金や、上流域の森林整備を目的とした基金からの助成金を用いて整備している森林の面積をいう。

イ 分収林契約等による面積とは、下流域の自治体との分収林（分収造林・分収育林）契約や借地契約が結ばれている森林の面積をいう。

ウ 水源林の取得による面積とは、下流域の自治体や土地改良区等の団体が、水源の確保、洪水防止などの目的のために取得した森林の面積をいう。

- (2) 国民参加による森林整備とは、平成11年8月1日～平成12年7月31日までの間に、国民が個人として、森林の公益的機能の維持・管理のために、募金等による費用の提供、ボラ

ンティアによる労働力の提供を行い、それによって森林を整備することをいう。

なお、同一の森林に対して重複して行われることもあるので、延べ面積・参加者数とする。

ア 緑の募金による森林整備面積とは、国民一般の森林づくりなどに対する理解と認識を高めるために行われている募金（「緑の募金」など）を用いて整備された森林面積をいう。

ただし、その資金が森林整備に使われていないものは含めない。

イ ボランティア活動とは、一般市民が、植林、下刈り等の保育作業を、森林で奉仕（非営利な活動）により行うことをいう。

なお、「非営利な活動」の範囲は、交通費を支給するもの、昼食（実費程度）を支給するもの等様々な事例があり一律に取り扱うことは困難であるが、林業地域調査では交通費を支給するもの、昼食（実費程度）を支給するものは含めた。

（ア）植林とは、苗木の植栽、種子の播き付け、挿し木などの人為的な方法により森林を造成することをいう。

（イ）下刈りなどとは、林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの作業をいう。

（ウ）間伐とは、林分がうつ閉してから主伐までの期間に、林冠のうつ閉を適当に調整し、生産の目的に合うように立木の密度を調整するために行う伐採をいう。これには、林木の一部を利用する間伐と、切り捨てる切り捨て間伐とがある。

（エ）参加者数は、ボランティア活動により、作業に参加した人数とその作業に従事した時間を使って、人日計算（1日8時間）した。

## 18 森林の公益的利用面積

（1）保安林とは、森林の公益的機能の発揮を目的として、国が特定の制限（伐採の制限等）を課した森林のことをいう。保安林は森林法に基づく指定の目的により17種類に分類される。

（2）砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき国土交通大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地をいう。

（3）自然公園とは、自然公園法（昭和32年法律第16号）に基づき設定された国立公園、国定公園及び都道府県立公園をいう。

（4）鳥獣保護区とは、鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律第32号）に基づき設定されている区域をいう。

（5）自然環境保全地域とは、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき設定されている原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域をいう。

（6）レクリエーション森林とは、国民の保健・文化・教育に広く活用されることを目的として整備された森林をいい、森林空間の利用として散策、レクリエーション活動、自然体験学習等の場として提供されている森林をいう。国有林については国有林野事業の「レクリエーションの森」として設定されている森林面積（附帯地は除く。）を表わし、これには自

然休養林のほか、自然観察教育林、森林スポーツ林、風景林などがある。民有林については、国有林野事業用の「レクリエーションの森」に準ずるものであって、都道府県、市区町村の公共団体が管理運営しているレクリエーション森林の面積（附帯施設は除く。）をいい、具体的には県民の森、市民の森等をいう。

## 19 森林を文化・教育活動に利用している施設

- (1) **体験実習林**とは、過去1年間（平成11年8月1日～平成12年7月31日）に植林、下刈り等林業活動等の体験学習を行うことを目的として提供された森林をいい、林業体験林、林業学習林等をいう。なお、大学、高等学校等の学校林においては、広く一般に提供されている場合のみ含めることとする。
- (2) **森林・林業研修資料館**とは、林業関係のための研修施設、森林に関する資料の展示等を行う施設、都市と山村との交流のための林業体験を行う施設、宿泊施設等をいう。なお、市街地に所在する常設の施設も含める。
- (3) **森林スポーツ・レク施設**とは、森林でスポーツ・レクリエーションを行うことを目的とした施設であり、山林の地形や樹木の存在を活かし、森林と施設が一体的なものとして利用されている施設をいい、キャンプ場、スキー場、フィールドアスレチック場及びオリエンテーリングコースのほか、フィールドアーチェリー場、乗馬コース、サイクリングロード、ピクニック広場等も含める。
- (4) **遊歩道**とは、レクリエーション森林内に設置されている歩道のうち、専ら森林浴、自然観察等を主目的とした、自然観察路、自然研

究路、野鳥観察路等をいい、登山道及びハイキングコースは除く。

## 【林業サービス事業体等調査】

### 1 林業サービス事業体等

**林業サービス事業体等**とは、委託を受けて育林若しくは素材生産を行う事業所又は立木を購入して素材生産を行う事業所をいう。具体的には以下のものをいう。

- (1) 調査期日前1年間に委託を受けて育林を行ったもの。
- (2) 委託を受けて若しくは立木を購入して素材生産を行うものであって調査期日前1年間ににおける素材生産量が50m<sup>3</sup>以上のもの。

### 2 組織形態

- (1) **森林組合**とは、森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき、組織された組合をいう。
- (2) **各種団体・組合**とは、森林組合以外の組合、任意団体のほか、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含める。
- (3) **会社**とは、株式会社、合資会社、合名会社、有限会社及び相互会社をいう。
- (4) **個人**とは、個人で山林作業の請負を業とするものをいう。

### 3 主たる事業別事業体数

過去1年間の事業収入割合の最も多い事業により、次の3つに区分した。

- (1) **造林・保育の請負**とは、林地及び林地以外への植林等による造林並びに林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝

打ち、雪起こしなど植林後から主伐直前までの保育作業を請負により行ったものをいう。

- (2) **素材生産の請負**とは、立木伐採後、所定の長さに玉切り若しくはそま角とした用材の生産及び伐採した樹木の山林以外への搬出を請負により行ったものをいう。
- (3) **立木買い**とは、立木を購入し、伐採して素材のまま販売することをいう。